

## 第2回大阪府環境審議会野生生物部会

開 会 午後3時00分

**司会（小菌主査）** ただいまより大阪府環境審議会野生生物部会を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきますのは、環境農林水産部動物愛護畜産課の小菌でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の部会は、大阪府情報公開条例に基づきまして公開で行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、環境農林水産部動物愛護畜産課長の中島からあいさつを申し上げます。

**中島課長** 大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課長の中島でございます。

平成23第2回大阪府環境審議会野生生物部会の開催にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方には、本日も御多忙のところ御出席いただきましてまことにありがとうございます。また、日ごろから府政各般、とりわけ鳥獣保護行政に格別の御指導、御協力をいただきまして、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

本日は前回に引き続きまして、大阪府から環境審議会へ諮問をいたしました鳥獣保護事業計画、シカとイノシシの保護管理計画の3計画の変更につきまして、最終案に近い計画（案）の審議をお願いする予定でございます。

本日の審議を経ました計画（案）につきましては、政策形成過程における透明性なり公正性の向上を図るため、利害関係者を初めとする府民の方々から広く意見を聞くことが必要となっております。

そのため、大阪府では本日のこの計画（案）について、大阪府パブリックコメント手続実施要綱に基づきまして、10月にパブリックコメントを実施する予定でございます。

委員の皆様におかれましては、貴重な御意見、御提言をいただきますようお願い申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。

本日もよろしくお願ひいたします。

**司会（小菌主査）** 次に、資料の確認をさせていただきます。

事前にお送りした資料でございますが、「平成23年度第2回大阪府環境審議会野生生物部会」と書いた表紙、その裏面が本日の次第になっています。

次に、審議事項にかかります資料でございますが、先に皆様あてにお送りし、本日持参いただいたものとして、資料1-1から1-4の「大阪府鳥獣保護事業計画（第11次）」にかかるもの。それから、資料2-1から2-4の「大阪府シカ保護管理計画（第3期）」にかかるもの。それから、資料3-1から3-4の「大阪府イノシシ保護管理計画（第2期）」にかかるもの。その他としまして、参考資料の計画策定スケジュールがございます。

また、本日卓上には、本日の配席表、それと委員名簿、裏面に「大阪府環境審議会野生生物部会運営要領」を置いています。

以上でございます。よろしいでしょうか。

続きまして、本日、御出席いただいている委員の紹介でございますが、お手元にお配りしております配席表にお名前を記しておりますので、省略させていただきます。

なお、本日の委員の出欠状況でございますが、笹川委員、森下委員、森本委員の3名は他の用務と日程が重なり御欠席されております。阪口委員は出席の予定でございますので、後ほど来られるかと思ひます。

本日の出席委員でございますが、委員定数9名のうち6名の方の御出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領第3条第2項の規定に基づきまして本部会が成立していることを御報告申し上げます。

それでは、これ以降の議事につきましては、石井部会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

**石井部会長** 皆さんこんにちは。

部会長を務めております石井です。どうぞ議事の進行に御協力よろしくお願ひいたします。

議事次第にありますように、本日は3件ということで、「大阪府鳥獣保護事業計画（第11次）」について。それから、二つ目が「大阪府シカ保護管理計

画（第3期）」について。三つ目が「大阪府イノシシ保護管理計画（第2期）」についてでございます。一つずつ今回も審議をして、それで御意見等、それから御質問等をちょうだいしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、一番初めの「大阪府鳥獣保護事業計画（第11次）」について、前回のこの部会で特に論点となりました、狩猟免許を有しない農林業者に対する有害鳥獣捕獲の考え方を中心にして事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

**石原補佐** 動物愛護畜産課野生動物グループの石原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、第11次の大阪府鳥獣保護事業計画について御説明いたします。

資料1-1、狩猟免許を有しない農林業者に対する有害鳥獣捕獲の考え方、この1枚もので御説明させていただきます。

この表に、一応整理をしてみました。表の左側でございますが、国の基本指針を書いてございます。「農林業被害の防止の目的で狩猟免許を有しない農林業者が自らの事業地内で囲いわなを用いて有害鳥獣を捕獲する場合は許可することができる」と、そういう規定がございます。

しかし、環境省からは地域の実情に応じて都道県が認めるかどうかは判断すべきだというような説明も受けておりました。このため大阪府の鳥獣保護計画事業では、捕獲した個体の適切な処理と安全性確保の観点から、従来どおり、狩猟免許を有しない農林業者への有害鳥獣捕獲は認めないということにいたしております。

前回の部会で委員の皆様から「国が農林業従事者に認めている権利を府が認めないのは問題がないのか」といった御意見、また「一定の整理が必要」だというような御指摘がございましたので、それを整理をいたしました。それが右側でございます。

この一番上に書いておりますのが一つ目の理由でございますけれども、権利の制限ではないというふうに考えております。

国の指針では、有害鳥獣捕獲の許可対象者は狩猟免許を有する者が大前提で

あって、今回の指針改正はあくまで例外規定として認めるものでございまして、農林業従事者の権利として認めようとするものではないというふうに考えております。

二つ目の理由でございませうけれども、捕獲した個体の止めさし等安全性確保の観点から問題があるというふうに思っております。本府の場合、現場が市街地に非常に近いということで、取り逃がしたりした場合の住民への危害、被害が大変危惧されるということでございませう。

国の指針でも、よく読みますと、住民の安全の確保に支障を及ぼす恐れがあるときは許可しては駄目だという規定もございまして、そういうことからしますと、安全性に問題があるという状況では、本来、許可できないのではないかとこのように思っております。大阪府では捕獲に際して、安全性が確保されているという判断基準の一つとして、狩猟免許を有するということであると思っております。

三つ目の理由でございませうけれども、府の施策との整合性でございませう。

これまで大阪府では、農林家による自営のための捕獲を促進するというところで、狩猟免許試験を休日に実施したりとか、複数回やったりといったことで、免許を農家の方にたくさんとってもらおうということを進めてまいりました。

その結果、わな免許、これをとられる方、新規にとられる方はずっとふえてきて、平成18年度は68人であったものが平成22年度は178人と、約3倍ぐらいにふえております。

今年度も多くの方が狩猟免許試験を受験される予定でございませうが、こういう例外規定を設けてしまうと、免許取得促進にとってマイナスになるのではないかとこのように思っております。

それと、現在の大阪府における有害鳥獣の捕獲体制でございませうけれども、これは市町村と猟友会が連携して、常時の捕獲だけではなく、市街地を走り回ったとか、そういう緊急時の対応、そういうことも含めて組織的、計画的に実施しているということがございまして、こういう免許のない方に、どんどんとっていただくことを認めていくことは、現在の捕獲体制に支障を及ぼすのではないかとこのように考えております。

幸い大阪府では、近年、大きな狩猟事故は、有害でも起こっておりません。ことしも串本で、有害でサルと間違っ、ヤマモモをとりに来た人をサルだと思っ、撃っ、しまわれたという事件がござい、昨年、福知山市で、同僚をイノシシと間違っ、撃っ、という痛ましい事故がござい、幸い大阪では組織的にやっ、ということもござい、事故はござい、

この理由により、現状においては従来どおり、狩猟免許を有しない農業者の有害鳥獣捕獲は認めないことといたすものでござい、

国の基本指針の変更を受け、本府の鳥獣保護事業計画の論点を何点か前回お示ししたところと、最大の論点は、メジロを飼うために捕獲するのを認めないところと、本件の免許を持たない人の扱い、この二つであろうかと思っ、それを、今回の計画の中にどういふに反映し、かというところを少し御説明をさせたいと思っ、

資料1-3の12ページをござい、12ページの②の許可基準がござい、

これは有害鳥獣捕獲の許可をする場合の基準を定めたところと、ここにずっと書いてござい、ちょっと読ませたいと思っ、有害鳥獣捕獲の許可をする場合は、特別な事由のない限り、次の基準によつ、

1として、許可対象者。

原則として被害者または被害者から依頼された者であつ、アは銃器を使用する場合は、第一種銃猟免許所持者。イ、空気銃を使用する場合は、第一種または第二種銃猟免許所持者。ウ、銃器の使用以外の方法による場合は、原則として網猟免許またはわな猟免許を所持する者とする。

ただし、以下の場合は、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼす恐れがあるとき、または捕獲した個体の適切な処分ができないと認められるときを除き、狩猟免許を受けてない者に対しても許可をすることができる。

ということで、例外規定がござい、このアのほうに、住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において小型の箱わなまたはつき網を用いてもしくは手捕りにより、イタチ、アライグマ、ハクビシン、カラ

ス、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合と、こういうふうにしております。

ほとんど国の指針どおり書いておりますが、国の指針では、この続きに、先ほどから御議論いただいております、狩猟免許を有しない農林業者の有害鳥獣捕獲について、この住宅地の建物内の続きに、イとしてこういう免許を持っていない方も認めることができるという規定が入っておりますが、本府の場合は、先ほど申し上げましたような理由により、この部分を削除した、そういう形になっております。

それと、あともう一つ大きな論点のメジロの捕獲禁止でございますが、これは16ページになります。

16ページの一番上に（４）、愛玩のための飼養の目的ということで、こういう項目がございます。この項目の中に、愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めないということ、ここであたっているということがございます。

あと、前回御指摘がありました、外来鳥獣等の等を削除したほうがいいのか、イタチとカラスをイタチ類、カラス類と直したほうがいいのかという御指摘をいただきました箇所については、すべてそのように訂正をさせていただいております。

資料1－2としまして、11次計画の概要をつけておりますのと、資料1－4に新旧対照表、こういうものもつけておりますが、内容につきましては省略をさせていただきたいと思っております。

以上、第11次の鳥獣保護事業計画の説明については以上でございます。

**石井部会長** 御説明ありがとうございました。

前回、結構時間を費やした、狩猟免許を有しない農林業者に対する有害鳥獣捕獲の考え方を重点的に説明していただきたいと思います。環境省の基本指針が今回、少し変わったという部分、それを受けて本府のほうはどうするかということでもあります。

そうしましたら、御意見、御質問等お願いいたします。いかがでしょう。

**高柳委員** 前回、私がかみついたので一言。

理由は、もちろんこれでいいと思うんですけども。私が気にしてるのは、要するに認めなくても大阪府はやっていけるんだという、そのところです。要

するに農林業家の方が、これだから認めないというのはいいよと。でも、被害があったときにどうするのと言われたときに、いや、例えば先ほど整合性のことで、免許を促進してるというお話がありましたけれども、そういうふうに免許をとってる人がたくさんいて、それでオーケー、大丈夫になりましたとか、そういうもう一つのほうですね。なくても大丈夫だと、これは認めませんの理由ですけども。なくても大丈夫だという必要十分条件のまだ十分条件が満たされてないので、そちらもちょっと実際に答えるときにはしていただかないと、被害を受けてる方からすると、木で鼻をくくったような回答みたいに受け取られることがあるので、そこら辺も合わせて考えていっていただけたらいいのではないかというふうに思います。

**石井部会長** いかがですか、その辺。

**石原補佐** ほとんどおられないと思いますが、中にはどうしてもやらせという方は、こういう規定ができたのだからできるはずだろうということも言われるんじゃないかと思います。免許をとっていただくような方向に一生懸命誘導して行って、猟友会の今やっていただいている仕組みの中にできるだけ入っていただいて、安全に地域で、組織ぐるみでやっていただくという形を進めていきたいと思っております。

**高柳委員** これは府では難しいと思うんですけども、市町村ではそういう免許をとるときに補助を出したりしてるところもありますので、そういうふうによりやりやすいような、農家の方でも割合とやりやすいような方向をちょっと考えていただけたら。

**石原補佐** はい、わかりました。

**石井部会長** よろしいですかね。

大阪府の方針としては、引き続きですけど、これまでの施策を続けて、免許者をふやしていくんだという方向ですね。よろしいでしょうか。

そしたら、ほかの観点はいかがでしょう。

前回、又野委員からメジロの御質問があったかと思うんですけど、メジロのほうはよろしいですね。

**又野委員** 1歩進んだ記載で要望はないです。

石井部会長 例外なしに、もう言い切って。

又野委員 そうですね。

石井部会長 ということで、今回の記述になっていますね。

ほかの観点いかがでしょうか。

鳥居先生、いかがでしょう。よろしいですか。

鳥居委員 はい。

石井部会長 そうしましたらほかはいかがでしょう、11次計画についてですが。

こういうことで、短い審議でしたけれども、事務局がよく対応していただいたということかなと思います。

一つ目の議題であります「大阪府鳥獣保護計画（第11次）」についてというのは、このような形で採用させていただきたいと思います。

2番目が「大阪府シカ保護管理計画（第3期）」についてで、まず事務局から御説明ください。

石井副主査 動物愛護畜産課野生動物グループの石井です。

大阪府シカ保護管理計画第3期の計画の内容について御説明させていただきたいと思います。こちらにつきましては、第1回の野生生物部会、7月21日に行われた部会と、8月30日に第2回シカ・イノシシ保護管理検討会ということで、この間に2回会議を挟んでおりますので、いろいろ内容的には前回の部会のときから変わってる部分もありますが、全体的な考え方の部分につきましては、その2回の会議の中で方向性等について論議の部分はなかったので、全体的には文章の修正で主な御説明をさせていただくことになると思いますので、よろしくお願いたします。

ちょっと日にちがあいておりますので、全体的な話、項目等の内容につきまして、資料2-2の第3期計画のところで御説明させていただきたいと思います。

第3期計画の内容につきましては、9個の項目で構成されております。項目ごとにもう1度読み上げていきますので、御確認よろしくお願いたします。

1番目、計画策定の目的及び背景は、農林業被害の軽減、人身事故の防止及びシカの、シカとの長期にわたる安定的な共存を図る。



それから2番目、保護管理すべき鳥獣の種類についてはニホンジカ。

3番目、計画の期間については「平成24年4月1日から平成29年3月31日」。

4番目、保護管理が行われるべき区域については、大阪府内全域。

5番目、生息の現状については、2番目のところで南部地域で目撃情報の追加をしております。

それから6番目、保護管理の目標としては、追加項目では第2期に比べまして、保護管理計画第2期の評価を加えているのと、それから保護管理の目標につきましましては、「平成22年度の被害金額及び被害面積の半減」、それから「平成22年度の捕獲数（約700頭）以上の捕獲」を保護管理の目標としております。

それから、次の部分、数の調整に関する事項のところですが、ここについては前回から変わっておりますので、ちょっと説明を詳しくさせていただきます。

まず、前回のときにもありましたとおり、わなについては捕獲制限はないということですが、銃猟につきましましては、雄は1日1頭、それから雌は無制限ということだったんですけれども、その後、同じ形で京都府のほうで、同じくシカの保護管理計画をたてる中で、表記について一部記載が追加されておりましたので、大阪府もそれにあわせて今回、記載を変えております。

内容につきましましては読み上げさせていただきますと、わな猟においては雄、雌ともに1人1日当たりの捕獲制限はなしとすると。銃猟においては雌は捕獲制限なしとし、雄は1人1日1頭までとする、ここまでは同じです。ただ、その次に、ただしグループで猟を行う場合は、雄の捕獲は参加狩猟者の人数と同数までとするということで、銃猟でグループ猟をされる場合は、そのグループ人数まで雄の捕獲が可能だということで、その部分の記載を追加しております。それから猟期の1カ月延長の継続については、同じく11月15日から3月15日。それから、くくりわなの制限緩和の継続につきましても同じくということです。

それから8番目、生息地の保護及び整備に関する事項。これは耕作放棄地の整備、シカの生息地としての森林整備の実施。

それから9番、そのほか保護管理のために必要な事項として、モニタリング調査の実施、防護柵の設置、それから被害対策の普及啓発を加えさせていただきます。

続きまして、今回、7月21日の野生生物部会での修正の意見の部分、それから8月30日に行われました第2回シカ・イノシシ保護管理検討会で御意見のありました修正部分がありましたので、その二つの修正につきまして、資料2-4の部分で御説明させていただきたいと思えます。

そうしましたら、これもページごとに対応してる部分の御説明をさせていただきます。まず、2ページ目で、前回、部会のときに区域図の中で、京都府の生息地で色抜けしてる部分があったところにつきましては、修正を行っております。

それから、同じくその区域図のところで、「農会アンケート」という表記をしておったのですが、この「農会アンケート」だと言葉がわかりにくいということがありましたので、ここが「農業実行組合長へのアンケート調査」ということで、より内容がわかりやすい形に修正をさせていただいております。

それから3ページで、北摂地域での生息分布域の経年変化の図を入れておったのですが、その中で、当初、真っ白の部分については「シカが分布しない区画」という表記をしておったのですが、ここについては、いないことがはっきりしているわけではなくて、情報がないだけではないかということがございましたので、ここを「シカの情報得られなかった区画」ということで表記を変更しております。

それから4ページに、推定生息密度の推移ということで「推定結果」の表記があったのですが、これは何に対しての「推定結果」かがわかりにくいということがございましたので、「シュミレーションによる推定結果」というふうに記載を変更しております。

それから5ページになりまして、表の2で、第2期における個体数調整計画の捕獲実績につきまして、平成20年度の当初計画が200と200を足して400にならないといけない合計の部分が300ということで、計算が間違えておりましたので、この部分、400に修正しております。

それから、その下にあります図4で、雌雄別の捕獲頭数の推移で、グラフの形が、一番下から不明のもの、それからそれぞれ有害とか狩猟での雄、雌ということを入れておったのですが、その形にすると雌雄比がぱっと見てわかりにくいという御意見がありましたので、一番上に狩猟の不明の分を入れて、雄、雌の比がすぐにわかるような形にグラフを修正させていただきました。

それから6ページにつきまして、銃による有害鳥獣捕獲のCPUEということで、前回まではCPUEのデータを、能勢町での有害でのデータを入れておったのですが、同じイノシシの計画の中では、この部分については狩猟のデータを入れておりましたので、できるだけイノシシとあわせるべきだということで、こちらについても、シカの銃による狩猟のCPUEを入れさせていただきます。

それから、図の6で農林業被害の面積・金額の部分について、平成21年から被害量の調査手法が変更されたことについてコメントが必要ではないかと、ここの数字がちょっと変わってる部分については、シカ・イノシシとも調査等の方法とかが一部変わってることがあれば、その部分、記載するべきであろうということがありましたので、図の中に「平成21年度より被害の算定方法の見直し」というコメントを追加しております。

それから7ページに移りまして、(4)その他のところで、生態系への影響という部分につきまして、生態系へのいろんな各地での影響の部分をあまり触れずに、全体的な記載をしておったのですが、せっかくいろんなところで調査とかデータ等を持っているのであれば、地域ごとの、もう少し記載を入れるべきだという意見がございましたので、具体的な地点の記載を追加しております。

次に8ページから9ページにいきまして、ここには狩猟者の免状の交付状況とか、それから狩猟者登録の人数なんかを入れさせていただいておるのですが、この人数がグラフ上、延べ人数ということで、例えば銃とわなを持って人はダブルカウントしてるということで、そうすると実人数とちょっと違うだろうと、そのあたりをわかるような形にするべきだということで、全部延べ人数ということで、表記の中に延べ人数のグラフという形でわかる

ように標記を追加しております。

それから10ページに移りまして、保護管理の目標ということで、大阪府シカ保護管理計画の評価を文章で入れておったんですが、ここに、実際に猟期延長とかを行ったときの、どういうふうに効果が出てるか等の記載を追加したほうが良いという意見がありましたので、グラフ、銃猟における狩猟猟期の延長したときの捕獲数と出猟者数をこの部分に追加しております。

それから、2番目の管理目標のところ、前の時点では700頭ということのみを記載しておったんですけども、それでは記載が弱いと。やはり今、被害が出てることも含めまして、700頭以上の捕獲が必要ということについての意思表示をするべきということがありましたので、この中に、現状の捕獲頭数である700頭以上の捕獲を目標とするということで、一段強い形で記載をさせていただきます。

それから、(3)番目の目標を達成するための施策の基本的考え方の部分で、前の時点では、雌シカ捕獲の奨励理由が、シカ個体群の比率の高さということで、現実の部分と一致していないという表現になっていたということがありましたので、ここについては個体数を抑制するための手法として必要ということで、文章の中では個体数増加に重要な役割を果たす雌の捕獲を促進するというので、文章を変えさせていただきます。

それから最後の部分で、12ページにあります。各モニタリングの内容になるのですが、今まで植生調査につきましては、生息状況調査、シカの生息状況の部分に項目を入れておったのですが、近年の状況からいけば、植生調査は生態系被害、被害状況の調査だという意見がありましたので、この部分、植生調査の項目を、被害状況調査の中に入れまして、生態系被害の把握ということで項目を挙げさせていただきます。

駆け足になりましたが、シカの保護管理計画の内容と修正部分については以上となります。

よろしく願いいたします。

石井部会長 御説明ありがとうございました。

シカ保護管理計画第3期について、前回のこの部会での委員の先生方からの

御意見と、それからこの間に、8月30日に開かれている第2回シカ・イノシシ保護管理検討会での御意見等を踏まえて、その修正を中心に御説明いただいたと思います。

いかがでしょうか。ここは大きな考え方の問題というより修正の部分が多かったかなと思いますけれども。

では、委員の先生方、忌憚のない御意見お願いいたします。

鳥居委員 10ページの72ですけど、これ絶対値の部分ですね。出猟者数にしろ、捕獲数にしろ、絶対値ですよ。

石井副主査 絶対値というと。

鳥居委員 捕獲数が31頭、平成20年度ね。25、72と書いてあるけど。これは12、1、2と3カ月だったやつを4カ月にしたんだから、これは全体の25%になつてれば、1カ月延ばしたって変わるんじゃない。

石原補佐 そのこのところ大分検討会で御指摘いただいて、中でも議論しましたのですけれども、今までの狩猟期間の平均、一月でどれだけとってるかということ、余りここでは関係ないんじゃないかという、中でそういう議論になりました。要は延ばしたことでどれだけとれたかということではないかということで、延ばした期間における捕獲頭数と。それは当然延ばした効果だと。

鳥居委員 それは当然なんだろうけど。どの程度の効果があったのかが、パーセントで示したほうが出てくるんだろうから。

石井部会長 今、議論していただいたのは10ページの図の10ですよ。今回は、猟期の延長を行っているのだけど、ここにあるグラフについては、延長した部分、その期間における出猟者数と捕獲数の絶対値のことを言ってる。

鳥居委員 だから、11月、だから12、1、2、3カ月だったやつが4カ月になったわけでしょう。そうすると、要するに均等に3月までうまく出てきてくれるのかどうか分かるようにしたほうが、これからいろんな施策を考えるとときにいいのではないか。延ばしたのだけれども、あんまり人が出てない。

石井副主査 前回、ちょっと検討会ときには。

鳥居委員 多分おれ、ずっとこれ、同じこと言ってるんだけど。

**石井副主査**　　この部分が、本当にイノシシのデータなんかは割合どっちもが右肩上がりに上がっていくようなグラフになってるんですけども、シカのデータが、前回、検討会的时候には狩猟の通常期に出た人と、それから通常期にとった分も合わせた形でグラフを出したんですけど、逆にこの出猟者数の通常期がちょっと下がっていたということがありまして。このあたりどういう原因だろうという話の中で、ただ実際には、延長した結果、全体的な捕獲頭数は増加してるということを今回、ここでは説明していく。逆にそれが、平成22年度ぐらいからやっと猟期延長が軌道に乗ってきたのかなというのが、前回の検討会的时候の話でしたので、そのあたりを含めてここに記載させていただいたんで。

これについては、もう少し見ていかないと難しいのかなと。なかなか、イノシシだと両方がくっと伸びてるグラフになってわかりやすいグラフだったのでんですけども、シカについては、猟期に出てる人も捕獲数も伸びてるんですけど、通常期の人数がちょっと落ちてるということがあったので、そのあたり、検討会的时候にもなかなか難しい、読みにくいグラフだなと。

**石井部会長**　　要するにあれですね、全体の期間があって、その中でこの延長期間がどういう割合になってるかという、そういうパーセントがあるとなおよいと、そういうことだと思うんですけど。

**鳥居委員**　　そういうことです。

**石井部会長**　　例えば疑って言うんだったら、図の10について、2月以前、11月から1月まではだれも何もしてなくて、この期間だけやってたらどうするのということはあるわけですね。そんなこと多分ないと思いますけど。その辺の関係として、延長したらどんな効果があったのがわかるといいなことじゃないかと思うんですが。

**鳥居委員**　　22年度は700頭とれていて、72頭ということは10%だよな。そうすると、この猟期の延長がまだ10%ぐらいの効果しかまだないということなの。

**石原補佐**　　その辺のところ、何かいい形で出ないかというのはいろいろ検討してみたんですけど、まだこのデータの中で平均値を出すというのがなかなか難しい。とりあえず、これは今の延ばした分だけで、これだけとれてますよ

というデータを出させていただくにとどめましたんですけど。

**石井部会長** 全体はどこかのグラフでわかるんですかね、その延長部分は。

**鳥居委員** 全体はこれに出ています。

**石井副主査** 全体の捕獲数については、例えば4ページとか5ページにあるグラフが全体の図で、例えば4ページの図3であれば、この狩猟の捕獲数が500頭程度、今、とられてることがわかると思いますけど。そのうちの銃猟が大体200頭程度なので、そのうちの200頭程度の中の70頭ということで。

**鳥居委員** それならいいのかな。

**石井部会長** こうやって見れば、慎重に見れば、一応わかるんやと。

**石井副主査** 我々としては、猟期の延長した結果も含めて、最近、ここ数年の捕獲数がずっと伸びてきているという評価をしてはいるのですが、そういう小分けの部分について、もう少し見ていくにはなかなかこの3年では難しいかなというのが。

**鳥居委員** 少なくとも今の話で、銃猟で200頭だったら、今。そのうちの72頭が延長分だったら、25%ぐらいまで、かなりとれてるわけでしょう。そしてこれ、もうちょっと積極的に書けばいいじゃない。

**石原補佐** ただ、21年度がこうぽこっと落ちたりしてますので、なかなかこれが、右上がり、みんな続きで上がるとればよかったんですけど。

**石井副主査** もう1点は、猟期の通常期の狩猟者数がちょっと落ちてしまっているのもあって、そのあたりを見てしまうと、ここだけを言いにくいところもあるというのもあって。ただ、今、現状としてはやっとな軌道に乗ってきたかなと、この内容が大分周知されてきて、猟期の延長分にシカをとるようなやり方が出てきてくれるのかなというのが、今回は説明させてもらえたらと、入れさせてもらって。

**阪口委員** 有害ですが、今回、狩猟登録をされた人数が1,580名、前回は1,700名でしたので、確実に減ってるんですわ、はっきり言いましてね。大阪在住で大阪を受ける人間は一層減ってるんです、これはね。わな会員がふえています。380名、平成元年から比べると半分以下もええとこでね。知事が変わられてから猟友会に対する有害の補助金もカットされ、どんどん減る中で、

ここで先生方が一生懸命こう言うてはんねんけど、手を下すのは最終的に我々のもんで。

例えば今月の3日、豊能のほうで、役所のほうで狩猟免許を受けたいということで、猟友会予備講習をせえということで、20名ほど。また、来月は千早赤阪村でまた予定しております。市町村はすごく金もかけてやっていただいております。そういう要望に我々もこたえないかんということで、免許試験部会を中心に、通っていただくような、そういう実質的な勉強会をさせていただきます。

ところが、ちょっと府のほうに、僕、いつも言うんですけど、ここにも大日本のほうからアンケートが参っとるんですけど、ほかでは、いわゆる都道府県本部が有害隊を組織してるわけです。その実態を把握しようということで、アンケートが来とるんですけどね。こういうお願いを僕のほうから、3年ぐらい前にお願いをしたと思うんですわ。極端な例が神戸の地震みたいなんを大阪で仮に言ったら、天王寺動物園のライオンのおりがはせてライオンが逃げたと。そういうときに、だれがそれを処分するんやとか。それからまた、実質ありますけども、支部がようさんありますけども、現在27支部で有害捕獲をやっていただいておりますが、御多分にも漏れず老友会でございまして、だんだんお年寄りばかりで、足が痛い、腰が痛い、山もよう歩かんとかね。若い子が入ってこない、その中で、せっかく税金でこれやってもうてるんやから何とかやっただけとくれと言うて、無理言うて出てもろてます。こういうことに対する、抜本的な府のほうからの援助とか施策がないのでしょうかね。

例えば、僕が大阪府下一円の狩猟有害捕獲の、こういうようなの隊は生まれへんのかとか。それからまた、これは私のほうの組織上の問題で、余り人数の少ない支部は解散をしていただいております。そこの役場が、もうその支部がないんやからそことは契約できないと、猟友会本部と直接契約することはできませんかと、こういうお願いもいただいております。その中で、やっぱり他府県では実際にこういうこともやって、やられる中で、大分前からお願いしとるんですけど、市町村長に権限は委譲したというようなことをおっしゃるだけで、前向きに御検討をいただけないというのが、その辺が非常に



僕は残念に思うなど。

例えば保護区の問題であるとか、こういう全般的を考えると、それをやろうと思ったら金をかけんと無理なんですよね。極端な例が兵庫県の去年ですわ。シカ1頭につき何ぼという、最初はないんですけど、何頭目からは兵庫県在住の者に関しては、シカの下の歯を持っていけば、これだけで物すごいシカを捕獲したと。弊害としては、山野にシカの死体がごろごろしてたという、そういう話も聞きますが。そういう予算を措置をすれば確実に効果は上がると。はっきり言うて、金と欲につられたら行きよるんですわ。

**石井部会長**　　ちょっと別の観点かなと思いますので、ちょっともう1回、もとに戻しますけど。

図の10で、鳥居委員、どうしましょう。例えば、一応前の図と見比べれば何とかわかると。積極的にここに出したら、問題ということはないんでしょうけど。

**高柳委員**　　ここに入れたらいいんじゃないかな。その括弧でパーセント全体を。

**石井部会長**　　パーセント全体を入れると。

**高柳委員**　　括弧で全体の捕獲数における、この期間における捕獲数のパーセントだけでも書いとくだけでもこの割合が高まれば定着すると言えるだろうし。

**石井副主査**　　銃猟だけの。

**鳥居委員**　　銃猟だけの。

**石井部会長**　　銃猟だけについてのパーセントですね。

**鳥居委員**　　多分、後でイノシシにも出てくるんじゃないかと思うけど。

**石井部会長**　　多分それのほうが、いろんな、将来、データ解析するとき役に立つんじゃないかと思うんですけどね。

じゃあこの点よろしいでしょうか。そういうことで、図の10を少しまた修正するというので、よろしくお願いします。

ほかはいかがでしょうか。

**高柳委員**　　5ページの、第1期第2期における個体数調整はという文章があるのですけれども、他府県で個体数調整という言葉は、今、有害捕獲とは別で、狩猟ではないけれども、有害捕獲は被害が遭ったときにとるものだと。個体

数調整は被害がなくても、いわゆる発生予察と同じようにとるものという言葉としてここに使うことが多いんですが、大阪府のこれを読むと、個体数管理のことを言ってるのかなと、ちょっとこれどういうふうな使い方をしてるのか。

**石原補佐** 有害の実績、個体数調整として許可を出す場合、有害として許可を出す場合とございますけど、その実績はもうすべて個体数調整だと、要はとったものを全部個体数調整。

**高柳委員** それ、狩猟も含めてですね、ここ。

**石原補佐** 狩猟も含めて、はい。

**高柳委員** それは使い方として、一般的な使い方ではないような気がするんですよね。ほかのところは、個体数、個体数管理はそういうふうにも使うこともあるんですけども。

**石井部会長** 用語の問題で。

**高柳委員** 用語の問題です。

**石井部会長** 個体数調整という言葉。

**高柳委員** というのが。個体数調整は予察駆除みたいなのを、要するに被害がなくてもとれるやつ、猟期以外に被害がなくてもとれるのを個体数調整と呼んでいるというふうに僕は、他府県の場合はそういうことが多いんですよ。被害が遭ってとるのが有害駆除、被害がなくてもとるのが個体数調整、それ以外に狩猟があって、全部で3種類あるんですけども。そのうち個体数調整は普通有害捕獲の中に全部含めてしまって、統計で出てくるときは有害捕獲と狩猟という形で出てくるんですけども。

これ今、読んでいたら、どうも狩猟と有害捕獲を合わせて個体数調整と呼んでらっしゃるようなので、そこら辺の用語をもうちょっと、何か混乱しそうな気がしたので。

**阪口委員** それぞれ使う勝手違いますのでね。

**石原補佐** 個体数管理ですな。個体数管理は狩猟と有害とを合わせてやっていくということなんですけど。

**高柳委員** だから、個体数管理は個体数調整計画を作成し、恐らく個体数調整

計画を名称としてあるんでしょうから、これは変えられないにしても、この個体数調整でなくて、個体数管理のほうが。そうしていただけると、この個体数調整計画は何だろうと、疑問には思いますが、一応前回話をしてるのかなという。

**鳥居委員** これ個体数管理になると、生息数の管理になっちゃうで。

**高柳委員** ああ、そうか。捕獲数管理ですか。

**鳥居委員** 捕獲計画と、ずっとこれ気がつかずにきちゃったんだけど、表2だったら、第2期における捕獲計画。

**石原補佐** そういうことですね。捕獲計画と。

**鳥居委員** 捕獲実績ですよ。

**高柳委員** そのほうがスムーズっちゃスムーズですよ。

**鳥居委員** ずっと気がつかないできちゃった。

**高柳委員** いや、僕も、今、読んでいて、あれっと思って。他府県ではそう使ってることが多いです。だから環境省の使い方ちょっと見ていただいて、環境省の文言の使い方とおかしくなければいいと思うんですけど、おかしいと、ちょっと大阪府だけおかしいんじゃないってことになるので、そこら辺だけちょっと注意してくればいい。

**鳥居委員** 静岡の場合は、個体数調整じゃなくて管理捕獲と言ってる。だから狩猟期に、猟期が狩猟と有害と管理捕獲と。その管理捕獲のときには、とりあえず今、伊豆半島でやってますけども、一斉に猟友会に出てきてもらって、何カ所かに集まって、それで一斉にやるという。それだから、狩猟と有害とはまた別に県が計画して捕獲してる。

**高柳委員** 多分、大阪は捕獲数が少ないので余り意識されてないと思うんですけど、捕獲数をふやすところはやはり有害と狩猟だけでは駄目なので、理由もなくシカをとるわけですよ、要するに。理由もなく、とにかく個体数を減らすためだけにとるというのを個体数調整と呼んで進めているので、そこら辺をちょっと、大阪府がそういう事態にならないことを祈りますけれども。ちょっと用語として、それは環境省の使い方も見ちゃって。

**石井部会長** じゃあ暫定的に、表2の標記なんかは第2期における捕獲計画ぐ

らいが妥当かなということですかね。

高柳委員　そうですね。

石井部会長　その中には有害、それから通常の狩猟が入っていると。上のほうにも同じような、文章中に入っている個体数調整という字があるので、この辺なんかもちよっと含めて、もう1回、環境省なんかを参考にされて、調整していただければと思います。

どうもありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

高柳委員　8ページの図7、年齢別免許交付状況で、延べ人数になってるのですが、延べ免許数ではないかと思うんですけどもね。人数というと人ですけど、1人の人が三つも免許を持つてることがあるのを延べ人数と言ってるわけですよ。どうなんですかね。

石井部会長　数にしたらええん違う。

高柳委員　延べ数のほうが、延べ数のほうが。延べ人数というと人数が、何か僕は延べ免許数かなと。いや、皆さんがこれでいいと言うならいいんですけど。

石井副主査　横が年齢層で書いてるんで、人を指してるようなものとちよっと、なかなか。

高柳委員　なるほど。登録者数のほうは延べ人数でわかるので、これは別に構わないんですけども。いや、ちよっと気になったので。

鳥居委員　登録者数だと絶対数がわかる。

高柳委員　一応、これ除いたやつはわからないということですよ。

鳥居委員　わからないですよ。

石井部会長　今のところどうしましょう、人数、ごまかして延べ数にしますか。

石原補佐　免許数もちよっと変な。

石井副主査　延べ免許数というと、何となく年齢の部分と、ちよっとぱっと見たときに違和感を感じてしまうので、悩ましいところではあったんですけども。延べ数にしましょうか。

高柳委員　免許交付状況と書いてある。交付している相手が人数ということか。

石井部会長　　ここで即決せずにとちょっと考えて、もう1回チャンスがありますので。

鳥居委員　　大阪府と書かれてるが他府県の人も入っているんですか。

石原補佐　　これは。

鳥居委員　　内容とは関係ないんですか。

石原補佐　　府が所管してる免許は大阪府内の方だけですから、狩猟者登録は他府県から来られる。免許は府県ごとで。

鳥居委員　　そうすると、わざわざ大阪府。

高柳委員　　ないほうが誤解を招かない。

石井部会長　　ほかの観点はどうでしょうか。

前回のこの部会の御意見についてはよく反映されているかなと私も思っていますが。じゃあ、よろしければこの部分、これぐらいにいたしましょうか。どうもありがとうございました。

そうしましたら、最後、3番目ですけれども、「大阪府イノシシ保護管理計画（第2期）」について、これも同じように、保護管理検討会での御意見も踏まえて、よろしくをお願いします。

石井副主査　　そうしましたら、引き続きまして野生動物グループ石井のほうから御説明させていただきたいと思います。

こちらのイノシシの保護管理計画につきましても、シカ保護管理計画と同じく資料の3-2の第2期計画の項目から御説明させていただきたいと思います。内容的には、シカと違って、こちらについてはほぼ変わらずということで見えていただければと思います。

1番目、計画策定の目的と背景につきましては農林業被害の軽減、人身事故の防止及びイノシシとの長期にわたる安定的な共存を図る。

それから2番目、保護管理すべき鳥獣の種類はイノシシ。

3番目、計画の期間は「平成24年4月1日から平成29年3月31日」。

それから4番目、保護管理が行われるべき区域は大阪府内全域。

それから、生息の現状については大阪府内全域としての集計。

それから6番目、保護管理の目標として、先ほどのシカと同じく追加項目と

して、大阪府イノシシ保護管理計画（第1期）の評価を追加しております。それから管理目標につきましては、「平成22年度の被害金額及び被害面積の半減」。それから「平成22年度の捕獲数（約3,700頭）以上の捕獲」が管理目標としております。

それから7番目、数の調整に関する事項につきましては「猟期の1カ月延長」の継続、それから「くくりわなの制限緩和」の継続をそのまま継続ということで入れております。

それから8番目、生息地の保護及び整備に関する事項につきましては、耕作放棄地、放置竹林の整備、緩衝帯の創出、それから「市街地出没防止のための刈払い等」と。

それから9番目、そのほか保護管理のために必要な事項として、モニタリング調査の実施、防護柵の設置、被害対策の普及啓発を入れております。

イノシシの保護管理計画につきましても、前回、7月21日の野生生物部会での御意見と、それから8月30日の第2回シカ・イノシシ保護管理検討会での御意見を修正した部分がありますので、そのあたりを御説明させていただきたいと思っております。資料につきましては、資料3-4を使って御説明させていただきたいと思っております。

まず、4ページの部分につきまして、大阪府内における捕獲数の推移ということで、このグラフがちょっと前の時点ではわかりにくいグラフという御意見がありましたので、単純に捕獲数がどれだけふえてきているかというのわかるような形にグラフを修正させていただいております。

それから7ページ目、農林業被害の推移については、先ほどシカの部分でもありましたとおり、同じく平成21年度から被害量の調査手法変更について、手法が変わってる部分についてのコメントの部分が必要ということで、「21年度より被害の算定方法の見直し」のコメントを追加しております。

それから、10ページから11ページの図12から図14。これは先ほどのシカの部分でありました狩猟者免状の部分、それから狩猟者登録数、それから狩猟の合格者数になりますけども、ここも「延べ人数」のグラフであることを示すべきということで、延べ人数であることを標記しております。ここにつま

しては、先ほどシカで御意見のありました部分については、同じ形で修正をかけたかと思っております。

それから、11ページから12ページにまたがる部分につきまして、保護管理の目標で、大阪府イノシシ保護管理計画（第1期）の評価で、先ほどと同じく、猟期延長の効果の記載と、図を追加したほうが良いという御意見がありましたので、シカの部分と同じくグラフと説明を追加しております。

それから2番目の管理目標のところ、シカと同じく、ここ、3,700頭以上とするという意思表示を加えるべきであろうということで、ここについても、現状の捕獲頭数である3,700頭以上の捕獲が必要であるということを記載しております。

それから13ページの部分につきまして、そのほか、保護管理のために必要な事項ということで、前回の説明でもいろいろとさせていただきました、河川と町中に出てくる部分での対策のところなのですが、文章の中で「けもの道の刈り払い」という言葉を使っておったのですが、「けもの道の刈り払い」というのを単純に知らない人が読んでしまうと、けものが通りやすいようにするための通り道をつくってしまうように読めるのではないかという御意見がありましたので、ここをちょっと言葉を変えさせていただきました、「けもの道をなくす刈り払い」と、そういう形で標記をさせていただきました。

イノシシの部分につきましては、全体的にはこの部分ぐらいということになりますので、御説明のほうは以上となります。

**石井部会長** 先ほどと同様の内容で説明していただきました。

そうしましたら、御意見、御質問等あったらお願いいたします。いかがでしょうか。

先ほどとほとんど同じような形ですけど。最後の、例えば「けもの道をなくす刈り払い等を推進する」、これどうなんですかね。やっぱりやぶがあって、一定のところ、刈り払った場所があるとけもの道になってしまうということなんですかね。それが全部刈り払われたら、イノシシ自身はもう行かないということ。

**高柳委員** そうですね。基本的にイノシシは何か隠れる場所がないと出てこな

いものですから、隠れる場所をなくせばいいんですけれども。前のやつだと、かくれるものを残しておいて、けもの道だけ刈るような。

石井部会長 整備してあげるみたいな。

高柳委員 そういうイメージにとられて、そうするとイノシシはよく利用してしまうので、そうではなくて、全部刈り払ってしまうと、けもの道が残っていてもそこは利用しなくなるという、そういう意味で、けもの道であるところを刈り払うことで使わなくするという。

石井部会長 じゃあ、この修正でよろしいですね。

高柳委員 はい。

石井部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

鳥居委員 何かすっきりしない。けもの道をなくす刈り払い。

又野委員 隠れる場所をなくす。

高柳委員 そういうことですね、基本的にね。

石井部会長 ほかの修正ですか。けもの道だけにこだわる必要はないのではないかと。

阪口委員 里山なんかで、もうあれ放題で、山奥におったのがもう里山ということ、えさ場に近いところからね。そこでもう寝泊まりするということは最近。

高柳委員 ちょっとこの背景、もうちょっと言いますと、前回、河川のやぶを全部刈り払えという話になったわけですよ、その隠れる場所を。それはまずい、それは野鳥の生息場所を失うことにもなるのでまずいのではないかという話から、それならやぶから出てきて河川敷を通過して被害が出るので、この入り口と出口を刈り払いをすれば、真ん中が残っていても大丈夫になりますよと言ったときに、じゃあけもの道を刈り払いましょうで、最初の文章で、けもの道になるところを刈り払うという文章になったんですよ。そうすると、けもの道を残すように刈り払うのかという話になって、この文章になったんですよ。

ですから、けもの道のあるところで、けもの道がなくなるように、けもの



道を利用できなくなるように刈り払いをするみたいな、そういうようなややこしい文章ですけど。単にやぶを刈り払うだとさっき言った問題が起きてしまうので、単にこうイノシシがいるところのやぶを刈り払うというのだと、河川敷のやぶを全部刈り払ってしまうなんていうようなことにつながってしまうと、それはちょっとミスリーディングになるので、そういうような言葉をちょっと含めて、出口と入り口だけきちんと管理すれば、中は残っていても利用されなくなる可能性が高いのでいいですよという、そういうところから二転三転して、こういうわけのわかりにくい文章になってしまったという。

**鳥居委員** 河川というのにつながるけもの道を利用できなくなるような。

**阪口委員** それだけと違って、ことしの富田林の石川で人身事故が遭った場合、あれは明らかにかんぼの宿がある嶽山から来たイノシシ、それはわかってある。当然、畑もある、そこを通ってきとるわけ。だから、一概にそのけもの道を必ず来るとは限りませんので、彼らに1回、直接聞いてもらわんとわからへんけど、やっぱりおいしいものがありそうなことか、そんなところがあれば昼の日中でも、住宅街の中を通ったり、田んぼの中を通ったりしてそういうところへ出てきてるのは、もう大分前からそういうことはわかっておりますので。

**高柳委員** そうです。今のは、例えば住宅地や集落周辺のやぶの解消みたいな、その周りにある文章で言いますと、そういうようなところでちょっと対応できればいいかなと。要するに今、言ったように、今のかんぼの宿やなんかにつながる集落の、畑自身がやぶになってしまったらもうしょうがないんですけども。あと、あぜの段差があるとそこへクマなんか、それを隠れみのにして来たりすることもあるので、イノシシでもそういう段差があるだけでも来てしまう可能性も十分あるんですが、段差をなくすわけにはちょっといかないですし。

**阪口委員** 段差なんか、彼らへっちゃらですよ。

**高柳委員** そうですね。身を隠すようにこう溝や何かを利用したりということもありますけれども、そこまではちょっと難しいので、ここにあるような表現で対応させていただいて。ただ、このけもの道をなくす刈り払いは確かに、

文章としては、正しいのは鳥居先生の言い方ですけども、そこまでしつこく書くかどうか。

**阪口委員** 抜本的にはやっぱりトータルが多いんですわ、これはもう絶対確か。トータルが多すぎる。ある一定のえさ場があつて、ここに何十頭か仮におると、この何十頭はこのえさ場で足らんかったら絶対出て行くんですわ、えさを求めてどんどん、シカでもイノシシでもね。そやからその被害が。そやからトータル数を抑えんことには。

**石井部会長** トータルを減らすのが大事だと。

**阪口委員** そらもう絶対条件ですね。

**石井部会長** さて、どうしましょう、この記述。

**石井副主査** 文章、今、例えば解消という言葉をつつつけるとちょっとややこしくなるので、例えば住宅地や集落地周辺のやぶや河川水路につながるけもの道の解消などを推進するという感じで、両方、解消が2個重なってしまうと、けもの道の解消が多分今回、言いたいところではあるので、それを言うのであれば、その二つをそういう風につなぐような感じはどうでしょう。

**石井部会長** 解消の後、どうするの。解消を推進する。

**石井副主査** 解消を推進するという。

**石井部会長** 住宅地や集落地周辺のやぶや、河川水路につながるけもの道の解消を推進する。推進という言葉がすごい違和感あるけど。

**高柳委員** けもの道の解消って、聞いたことない。難しいですね。ちょっとね事情があつて、単にやぶを刈り払うだけと書けないので、そこら辺が難しいですね。

**石原補佐** もともとはけもの道の刈り払いと言えば、解消する刈り払いのことで、普通、けものが通る道をつくったろうというふうに読む方はめったにおられないとは思うんですけど。

**高柳委員** 済みません。

**石井部会長** 又野委員、何かいい案ないですか。

**又野委員** 意味はよくわかるんですけど、文章として何か。

**石井部会長** 何か浮いてますものね、何となく。ちょっと我々が見すぎてるか

ら浮いて見えるのかもしれませんが。

高柳委員 河川水路のやぶを刈り払うでは、ちょっと大きな。

石井部会長 全部やぶを払っちゃまずいと。

高柳委員 まずいというか。

石井部会長 それは生物多様性保全上、問題があると。

高柳委員 そうですね。

鳥居委員 面倒くさいけどけもの道を利用できなくなるように刈り払うという。

又野委員 刈り払うは技術よね、解消を推進するんですよ。

鳥居委員 解消するでいいんじゃない。解消するように努める。

阪口委員 根本的に、言うてるように、このトータル数が多い。これは何かと  
言うたら、いわゆる彼らの安住の地がいっぱいあるわけですね、鳥獣保護区  
という。そこでどんどん繁殖して、言うたように一定の面積で、えさ場で食  
えんようになったらどんどん出て行くと。これが現実起こるとるわけで、  
これを解消せんと。例えば富田林のその石川の河川敷に出てきたのも金剛山  
系なんです。これ、大阪の金剛山系は、狩猟は可能ですけど、奈良県にテゾン  
ホリというて、物すごいかいわらがあるんです。ここでどんどん繁殖しとる  
んです。

これは余りええ話じゃないけど、昔にちよつとうるさいおっさんがおって、  
そこで片っ端からわなをかけて、イノシシをとったわけですが、もちろん  
無免許で。捕まってもブタ箱入ったら終わりやと言うて、そういう人間がお  
って、それがようさんととったんです。それが死んだんです、大分前にね。  
それで僕、言うたんです、これ死んだら、四、五年したらここでふえたシシ  
が絶対河内に来るでと。きっちりそのとおりですわ。

やっぱり向こうは保護区になつとるから、それは奈良県の問題か知らんけ  
ども、余りに安住の地をあちこちにつくつといて、そこでふえたやつが出て  
きたさかいに、さあとれさあとれと、それでは根本的な解消に一つもなっ  
てないわけですね。だから僕は、大阪でも、生駒山系、保護区になつとるけ  
ども、なるほどここで狩猟して自由に使うのはやばいけども、わなとかおりや  
ったらええの違つかということ、特定猟具使用禁止区域にして鳥獣保護区

を外されてはどうですかというような提案をもう大分前からしてる。全部そこへ逃げ込みよる思たらそこへ逃げ込む。そこでふえたやつがまた出てくる。そんなもん何ぼやったって、ここを抑えんことには基本的には僕は駄目やと思います。

**石原補佐** 保護区が、シカ・イノシシをふやしてるというお話はよくありますけど、実際のところはそういう声もあって、余計にたくさん保護区で有害を、年がら年じゅう目いっぱいっていただけるというのが。

**阪口委員** そうでしょうかね。

**石原補佐** そうなんですよ。

**阪口委員** 例えば高安なんかでも、話を聞いたら、やっってはる人間はたった3人ですわ。それもみんな御隠居さんで、お年寄りで、七十何歳とかね、そらえらいでっせと言うてね、そういう方に頼つとるわけですわ。それはちょっと、目いっぱい僕は、なかなかしんどうて。

**石原補佐** 駆除従事者が足りてるかというお話はありますが、保護区やから鳥獣をふやしてるということは、大阪の場合はないと思っています。

**阪口委員** そうでしょうかね。

**石原補佐** 八尾は少し従事者が少ないようですが、河内長野なんかは地域からそういう声がたくさんありますから、保護区でこれでもかというほど獵をやっつて、周りに迷惑はかけない、被害が出ないようなことはやっつていただいております。

**阪口委員** 有害はその後、狩獵でもとったらよろしい。ほんだらもっとその数が減りますやんか。

**石原補佐** 組織的な駆除活動をやっておられますから、有害できちっと計画的に駆除隊を編成して出ていただいと。そこを今、狩獵によって、好きなように入ってくるというようなことを言いますと、またそれもトラブルの原因になりますので。ちょっと今、有害と狩獵のすみ分けございますけど、保護区だから全く何もしないとか、繁殖の温床になつとるとか、そういうのではないというふうに思ってますけど。

**石井部会長** ちょっとこれもまた別議題なんですけど、ちょっと大きな枠組み

なんですけど、さっきの記述のとこだけちょっと戻っておきたいんですけど、じゃあこれも御検討いただいて、また。

又野委員 解消を図って。

石井部会長 何々、解消を図る。

又野委員 やぶの後の解消はやめて、あと河川水路につながるけもの道の解消を図る。

石井部会長 推進じゃなくて図るとすると。

又野委員 それで刈り払いしようがしよまいが、そこまでは具体的に書かずに、解消を図るためにはその刈り払いは必要とする、刈り払いというか。

高柳委員 混乱しそうですが、私の、言い出しっぺでもあるので。私の案としては、周辺のやぶを解消し、「、」ですね、河川水路につながるけもの道をなくすよう、「、」刈り払い等を推進すると、そういう文章はどうでしょうか。一番変化が少なくて。

石井部会長 いろんな案が。

じゃあ、ちょっと御検討をお願いして。要するに趣旨は皆さん、大体一致してるということですね。

この計画の（案）自身ですけれども、阪口委員はもうちょっと大きな枠組みの話をしてるので、ちょっとこの議題になじまないところもあるんですが。保護管理計画この第2期（案）という冊子、この案分についてですが、いかがでしょうか。このようなことで、大体意見出尽くしたでしょうか。

高柳委員 鳥居先生がおっしゃらないので、12ページの図15のパーセンテージを入れたほうが。

鳥居委員 黙っててもやると思うけど。

高柳委員 信頼されてる。

石井副主査 同じシカの、同じく。

石井部会長 全体の狩猟期間に対する割合をここに明示するということですね。

鳥居委員 狩猟による捕獲数というのはあるんだけど、その上は有害鳥獣捕獲数になってるでしょう、ページ4、図の。

石井部会長 図の2ですね。

鳥居委員 狩猟による捕獲数があるのだったら、上は有害鳥獣駆除による捕獲数とかと。

石井副主査 駆除という言葉が今は有害鳥獣捕獲になっちゃったんで、有害鳥獣駆除という言葉じゃなくなってしまうので、ここが。

高柳委員 環境省が駆除という言葉に嫌がったんですね。

鳥居委員 はい、了解。

高柳委員 ところで、これ、シカと上下が逆ですよ。シカは有害駆除が下で、狩猟が上じゃなかったですか。

石井副主査 そうでしたか。合わせます。

高柳委員 どちらかに合わせていただいて、ぐっと見て統一を。

石井部会長 お願いいたします。

いかがでしょう、ほかはよろしいですか。ほかの観点は。

石原補佐 先ほどの延べ人数のところでございますけど、ちょっとほかの府のいろんな資料でも、そういう狩猟免許を持っている方の延べ人数という言い方をしておりますので、できれば延べ人数としていただきたいと思います。

高柳委員 じゃあもう結構です。構いません。

石井部会長 じゃあイノシシもシカに関しても、両方とも延べ人数という形でやらせていただきますでしょうか。

高柳委員 こちらも年齢別免許捕獲状況も大阪府は、それで。

石井部会長 そうですね。

あとはよろしいでしょうか。

高柳委員 質問として、ちょっとよろしいでしょうか。

シカもイノシシもそうですが、図12、13のところ、免許の米印で分離のことが書かれていますけど、その前に幾つか免許って変わってきてるじゃないですか。ここでこれだけ書いてあるというのは、どうしてこれだけ書かれたのかなと。

石井副主査 特に年齢で見ると、上の図12なんかで見ていただくと、一時的に20年度が少しふえるような形になってると思うのですが、要はわなと網が分離してしまったので、そこでまたカウントが二つに分かれて、網わな猟

ということで1人だったものが、網とわなで2人というカウントになってしまうので、人数がそこでちょっと一時的にふえてるんです。ただ、この要因が、そういう要因が入ってますということが説明できるようにということで、こここのところは書かせていただいて。それとあとは実際、グラフが、今まで過去の19年までが網わな猟ということで1個の個体で数えてた部分が網とわなできっちり分かれてしまってるので、それもちょっと表示がきっちり説明しやすいようにということで、ここにこの項目を入れさせていただいています。

**石原補佐** 今までは呼び名が甲種とか乙種とか、呼び名は変わってきましたんですけど、人数カウントに影響するような変わり方はこれが初めて。

**高柳委員** わかりました。要するにダブルカウントが出てきてしまう。

**鳥居委員** それは20年度から出てくるんやね。19年度違うのかな。

**石井副主査** 19年度からですね。

**石井部会長** よろしいですか、図の14のところですね。

ほかはよろしいですか。

そしたら、意見が出尽くしたと思いますので、これらの意見をまた踏まえまして、すべて、三つの案ともそうですけれども、事務局のほうで御検討お願いしたいと思います。

本日、審議していただいた3件については、この後、パブリックコメントをかけるということでありまして、それでまた修正が入るかわかりません。次回の野生生物部会では、またそれらも含めて再度御議論いただいて、大阪府の環境審議会に答申する、最終的な答申案というのを作成するというにしたいと思っています。

ということで皆さん、よろしいでしょうか、この3件について。

では、ありがとうございます。

そうしましたら、その他の連絡事項ですが、事務局からは何かございますでしょうか。スケジュールがありますけど、このスケジュールの説明はよろしいですか。

**石井副主査** 参考資料としてつけさせていただいたスケジュールのほうになるのですが、先ほど部会長からも御説明のありましたとおり、パブリックコメ

ントをこの後、今、いただいた部分の修正を行った上で行いたいと思います。それを受けた上で最終案を12月ごろには作成した上で、もう日程調整等させていただいております、1月の第3回目の野生生物部会で答申をもらうというスケジュールになっておりますので、また今後、御協力よろしく願いいたします。

**石井部会長** 事務局からは以上の上ですけれども、委員の先生方はほかに何かございますでしょうか、この機会ですけれども。

阪口委員からは猟友会は老友会になりつつあるというお話。それからやっぱり根本的な問題はトータルの数が多過ぎるんだというので、府の予算の問題とかいろいろおっしゃっておいりました。ぜひともその辺もお聞き届けいただいて、お願いいたします。

ほかはございますでしょうか。

特になければ、きょうの議事はこれですべて終了ということで、皆さん方には進行に御協力いただき、ありがとうございました。

それでは事務局にお返しいたします。

**司会（小菌主査）** 委員の皆様方には、熱心に御審議いただきましてありがとうございました。

次の部会では、最終計画（案）について議論いただきたいと思っており、なるべく早く各委員のお手元にお届けし、事前に意見をお聞きしながら、可能な限り事前調整をしていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

なお、第3回の、次回の会議でございますが、事前の日程調整の結果、1月17日の火曜日、10時からということで、場所はこれから押さえるのですが、できるだけまたこちらと同じ会議室を押さえるようにしますので、出席のほうよろしく願いいたします。

それでは、これで本日の会議を終了させていただきます。長時間どうもありがとうございました。

閉 会 午後4時25分